

議案第93号

町長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年12月4日提出

多可町長 吉 田 一 四

町長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則第3号を本則第4号とし、本則第2号に後段として次のように加える。

（前号に規定するものを除く。）

本則中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 町営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町長の専決処分事項に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次に掲げる事項については、町長において専決処分することができるものとする。 （1） （略） （2） 町の申立てにより発せられた支払督促に対し、債務者から適法な支払督促に対する審査請求があった場合に、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により当該支払督促の申立ての時にあったものとみなされる訴えの提起及びこれに伴う和解に関すること。 （3） （略）	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次に掲げる事項については、町長において専決処分することができるものとする。 （1） （略） （2） <u>町営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること。</u> （3） 町の申立てにより発せられた支払督促に対し、債務者から適法な支払督促に対する審査請求があった場合に、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により当該支払督促の申立ての時にあったものとみなされる訴えの提起及びこれに伴う和解に関すること。<u>（前号に規定するものを除く。）</u> （4） （略）